

令和6年度 学校評価に係る教職員自己評価結果

- 調査期間 令和6年12月13日～令和7年2月7日
- 調査対象 小学部、中学部、高等部教職員 122名（延べ数） 【回収率 87.7%】
- 調査内容 1～22の項目に対して、以下のA B C Dで回答する。
A よくてきている。 B できている。 C あまりできていない。 D できていない。

平均値は、Aを4点、Bを3点、Cを2点、Dを1点として換算

評価項目	担当	令和6年度目標	具体的な取組	A	B	C	D	計	平均	R5平均	成果と課題
1 教育課程	教務	「一人一人に応じた指導の充実」や「自立と社会参加に向けた職業教育の充実」を教育課程に取り入れ、小学部、中学部、高等部の3学部でわたって、系統性と一貫性のある教育課程について見直し、編成する。	・学部ごとに教育課程検討委員会を設置し、学習指導要領に基づいたよりよい教育課程の検討を継続して行う。 ・合わせた指導について変更は適切だったかを検討する。 ・まずは学部内で、各教科等で取り扱う内容について、系統性のある計画を考える。	26	84	10	2	122	3.1	3.2	・定期的に学部ごとに教育課程検討委員会を開き、合わせた指導の評価や教育課程の検討を行うことができた。小学部は生活について、中学部と高等部は生活単元学習について、教育目標と内容を整理できつつある。 ・整理した教育目標と内容を実践しながら、他学部の生活単元学習の目標と内容も知り、系統性と一貫性のある教育課程について考えることが課題である。
2 個別の指導計画	教務 研究研修	・観点別学習状況について、適切な評価ができるよう、目標設定段階から意識して取り組む。 ・記入の仕方について、近郊県立特別支援学校との共通事項を取り入れる。 ・児童生徒一人一人の実態把握から評価まで、学年又はクラスの担任間で合理的配慮を含んだ支援方法を、十分に意見交換を行いながら共通理解を深め、個別の指導計画の適切な活用を図る。	・3観点を意識した目標の立て方や表記の仕方について資料を作成し、活用する。 ・家庭訪問や保護者懇談会を通して児童生徒の実態把握や支援方法等を保護者と意見交換しながら個別の指導計画を作成する。 ・自立活動の個別の指導計画を効果的・効率的に作成するため、外部専門家を招いて研修を行う。	37	80	4	1	122	3.3	3.1	・目標を立てたり評価をしたりする時に、3観点を意識する教師が増えた。近郊県立特別支援学校と合わせるために、今年度も記載の仕方を変更した箇所があったが、気を付けて作成することができた。 ・自立活動の個別の指導計画について職員研修を行うことで、目標設定や具体的な指導内容・方法・手立ての表記がよいものになってきた。
3 個別の教育支援計画	教務	・児童生徒一人一人の障害の状態や保護者のニーズを的確に把握し、合理的配慮をふまえ、長期的(1年間 重度の場合は3年間)な視点で個に応じた適切な指導を行う。 ・校務支援システムにて作成する。目標は、前年度からの引継ぎ事項を参考にしながら設定する。年度末に評価を行い、次年度に向けて本人・保護者の願いの聞き取り、引継ぎ事項の確認を行う。	・家庭訪問や保護者懇談会を年度はじめと学期末に設定し、児童生徒の障害の状態や保護者のニーズを的確に把握する。 ・校務支援システムの使用については、記入の仕方について校内のマニュアルを活用する。 ・年度末の引継ぎ事項に関して、事前に聞き取り用紙を配付し提出してもらうことで、効率的かつ確実に作成する。	36	81	4	1	122	3.2	3.1	・年度始めの取り組みだけでなく、次年度に向けて本人・保護者の願いの聞き取りをし、引継ぎ事項の確認をするとも定着してきた。マニュアルを見て、記載の仕方を確認しながら作成することで、内容や表記が統一され、見やすくなった。 ・プロフィールシートも支援シートも3年間に1回の作成と評価にし、1年ごとに見直すことにはどうか。
4 自立活動	研究研修 生徒指導	・児童生徒の的確な実態把握と個別の指導計画の効率的な作成を図る。 ・教材教具の活用及び特別支援教育に関する専門性の向上を図る。 ・専門機関との連携と個に応じた適切な指導体制を築く。	・実態把握から評価まで整合性のある個別の指導計画(自立活動)を作成することを目的とした研修を行う。 ・様々な教材教具を導入し、授業実践に有効な活用方法について発信する。 ・ルネス花北よりPT・OT・STを招き、療育相談を行う。	21	83	17	1	122	3.0	3.0	・流れに沿った作成の研修を行ったことで、共通の認識が持てるようになってきた。 ・自立活動の教材教具を写真付きで紹介している。今後は授業での活用方法を発信したい。 ・5回療育相談を実施し、助言が得られた。
5 専門性の向上	研究研修	・教員の資質向上と指導体制の活性化を図る。 ・保健や防災など、児童生徒が安心安全に生活が送られるように必要な領域の知識を身に付ける。	・外部の専門家を招き、研修会や授業を実施する。 ・各教科部において関係の研修や計画・実施する。	34	78	10	0	122	3.2	3.0	・外部専門家を招き、職員研修や授業を実施した。今年度は特にICTの研修を定期的に行うことで、基礎的な知識から実践まで体験することができた。
6 授業づくり	研究研修	・全校テーマをもとにして、各学部の実態や課題に応じた学部テーマを設定し、授業づくりの充実、改善を図る。 ・各学部で取り組んだ研究の成果を学校全体で共有する。	・研究日において、各学部の研究テーマに沿って話し合い、より良い授業作りに取り組む。 ・各学部の研究の成果をまとめ、学校全体で共有する。 ・公開授業を行い、授業改善のための話し合いの機会をもつ。	30	78	13	1	122	3.1	3.1	・各学部で授業公開を行い、研究日には各学部・学年で協議を重ねることができた。 ・高等部については、県知研の高等部会を本校で行い、研究の成果を共有することができた。
7 道徳教育 人権教育	教務 人権	・自己肯定感や自己有用感を高めるとともに、思いやり助け合いの精神を育む。 ・児童生徒一人一人の特別の教科道徳の目標を設定し、道徳教育の充実を図る。 ・児童生徒を大切にすること常々心掛けて教育活動に取り組む。	・日常生活や授業において自己肯定感につながる取り組みを大切に、特に行事や学習の中で、仲間つくりや仲間意識の目標を明記し、目標を意識した取り組みを行う。 ・個別の指導計画に特別の教科道徳の目標を明記し、目標を意識した取り組みを行う。 ・児童生徒の呼称をはじめとする日常の言動等、日頃から人権感覚を意識した支援指導を行う。 ・教職員の人権意識の高揚と指導力の向上を図るため、今日的な人権課題を取り上げ、研修を実施する。	17	79	25	1	122	2.9	3.0	・流れに沿った作成の研修を行ったことで、共通の認識が持てるようになってきた。 ・自立活動の教材教具を写真付きで紹介している。今後は授業での活用方法を発信したい。 ・5回療育相談を実施し、助言が得られた。
8 生徒指導	生徒指導	・家庭と連携した交通ルールの確認及び登下校指導などの安全教育を図る。 ・「いじめ防止基本方針」にもとづいて、教職員間で情報の共有化を図り、いじめや問題行動の未然防止や早期発見・早期対応に取り組む。 ・児童生徒配慮事項を把握の上、関係機関との連携を図る。	・交通安全教室の実施。SB停自力通学、自力通学見守りの実施。神姫バス乗車指導。 ・年3回の児童生徒を対象とした学校生活アンケート。年1回の保護者を対象とした学校生活アンケートの実施。アンケート結果に基づいて、児童生徒への調査並びに個別対応。 ・必要に応じて校外の関係機関と情報共有を図り、児童生徒及び保護者の支援につなげる。	32	81	8	1	122	3.2	3.2	・SB自力通学、自力通学見守りの実施では、家庭と連携し練習期間を確保し、段階的に進めることができた。自転車通学生の交通安全講習、自転車安全点検の実施し、交通安全について考える時間を設けた。神姫バス乗車観察、公共交通機関利用生へのマナー講習を実施することができた。 ・学校生活アンケートを各学期に1回実施した。回答が難しい場合、児童生徒に実態に応じて、日頃の学校生活を複数の教員で振り返る機会を設けて、対応した。不登校傾向の児童生徒への学校生活アンケートの実施方法を検討する必要がある。
9 児童生徒会活動	生徒指導	・児童生徒会役員の主体的な活動により、学部間の交流や学校生活の充実を図る。 ・児童生徒会備品の貸し出しを通して、豊かな余暇活動につなげる。	・児童生徒会通信の発行、儀式的な行事のあいさつ、あいさつ運動、生徒会役員選挙活動、学部集会 ・児童生徒会備品の購入と貸し出し、備品の紹介	40	80	2	0	122	3.3	3.2	・児童生徒会役員の活動は毎週水曜日に実施した。毎月の生活目標を決め、作成したポスターを校内に掲示したり、回収したペットボトルのポリを数えて管理する等主体的に取り組むことができた。また、児童生徒会役員による下校時のあいさつ運動を定期的に実施し、学部を結ぶ児童生徒同士で挨拶を交わす姿がみられた。儀式的な行事でのあいさつ等は、児童生徒会役員で役割を分担し、協力して進捗することができた。 ・児童生徒会備品においては、各学期末ごとに整理や備品のリストを紹介する等して、貸出を推進した。
10 保護者支援 PTA支援	総務	・連絡帳や学年通信により、学習や日常生活の様子を細やかに伝える。 ・保護者向きの情報交換の機会を作るとともに、保護者向けの研修会など、保護者が必要とする研修の機会を設定する。 ・保護者のニーズを汲み取り、丁寧かつ誠実に対応する。	・連絡帳や学年通信で写真なども用い、学習や日常生活の様子を伝える。学部別および学年別の保護者参観を実施し、学校での学習活動について理解を促す。 ・必要に応じて、学年PTA開催日の設定、場所の確保、資料の準備などを行った。学校見学で他学部・他学年の保護者との交流の機会を設定したりする。 ・保護者のニーズに応じた外部の講師を招いての研修会を設定する。 ・教師同士の連携を密にし、保護者の意見やニーズにきめ細やかに対応できるように努力が必要である。	32	81	8	1	122	3.2	3.3	・学部、学年で実態に合わせて、連絡帳や学年通信を用い、学習や日常生活の様子を伝えることができた。学部別および学年別の3回の保護者参観を実施し、学校生活および学習が公開された。 ・学年PTA開催日の設定、場所の確保、資料の準備などを行った。学校見学で他学部・他学年の保護者との交流の機会を設定したりすることができた。PTAと連携し、保護者のニーズに応じた外部講師を招き、研修会を設定することができた。 ・教師同士の連携を密にし、保護者の意見やニーズにきめ細やかに対応できるように努力が必要である。
11 ICT教育の推進	情報図書	・ICTの積極的な活用に向けて、環境を整える。	・各種教育サービスのIDの適切な作成と管理を行う。 ・旧用年数の過ぎた情報機器の計画的な更新を行う。 ・Microsoft A3ライセンス(2024年9月以降)の活用に向けた準備を行う。	29	82	11	0	122	3.1	3.0	Google Workspace、Microsoft365、ラクマアプリのIDを作成した。アカウント管理のプロセスを定期的に監査し、改善点を見つけてプロセスを最適化する。
12 情報発信 情報管理	情報図書	・ホームページの積極的な更新と個人情報の保護、セキュリティの強化に努める。 ・学校にある情報資産の適切な管理をする。	・各学部の行事について速やかに発信をする。 ・ホームページの画像は個人が特定されないよう配慮する。 ・情報資産管理ファイルを随時更新する。 ・データは定期的にバックアップを取って、非常時に備える。 ・各種端末のアップデートを定期的に行う。	32	87	3	0	122	3.2	3.1	ホームページに掲載される写真の見直しを行い、個人が特定されないよう配慮することで、個人情報の保護が強化された。情報資産の管理は概ね更新することができた。データの定期的なバックアップを計画的に行うことが必要である。アップデートについては職員に重要性を周知した。
13 キャリア教育の推進	進路指導	・自立と社会参加に向けて小学部段階から高等部卒業後を見据えたキャリア発達を促すことのできる進路指導の充実を目指す。 ・外部人材等の参加による授業検討会を実施する。 ・実践的段階的作業学習を通して授業改善を図る。	・小学部では基礎となる諸能力の育成、中学部では支援から自立の転換、高等部では卒業後に向けての準備など段階的に取り組む。キャリア発達段階表参照。 ・公開授業において企業・施設等の指導助言を生かした様々な教育内容や支援方法等を生かした実践研究を行う。 ・生徒の実態に応じた指導目標を立て評価を踏まえ目標の見直しを行うなど学習	20	93	8	1	122	3.1	2.9	・キャリア発達段階表を有効に使う方法や工夫をし12年間を見通した能力の育成に取り組む必要がある。 ・公開授業を通じて得た指導助言を普段の授業に反映させることができた。
14 進路指導	進路指導	・進路指導部を基とした校内連携の充実 ・関係機関との連携 ・保護者への情報発信・提供	・進路指導や職業教育に関する教材や資料などの提供を行う。 ・校内職員への情報提供および研修会を実施する。 ・職場開拓および関係機関との連携 ・高等部および中学部の保護者への進路説明会の実施や教員の進路学習会などの実施	27	85	9	1	122	3.1	3.1	・関係機関との連携を密に行うことで普段などをスムーズに行うことができた。 ・様々な教材(請負)を扱うことで普段できない経験を積み重ねることができた。 ・情報提供や教員の進路研修に関しては機会の拡充を図る必要がある。
15 学校保健	保健安全	・児童生徒の健康状態を把握し、それぞれがよりよい状態を保てるよう、担任団や保護者、地域医療(学校医およびスクールカウンセラーを含む)と連携する。 ・児童生徒の実態に応じた健康学習の推進(呼びかけ、教材や参考資料などの紹介) ・学校における医療的ケアの安全で円滑な実施体制を整える。 ・様々な感染症への対策を考え、体制を整える。	・各種健康診断、身体測定を実施し、結果を保護者に通知する。必要な児童生徒については、治療助言や保健指導を行う。この健康相談、スクールカウンセラー相談を定期的に実施する。 ・校務部会、学部会、学年会などを通じ、担任団に、保健学習に関する教材や参考資料を紹介する。また、実施したのについては、情報共有を呼びかける。 ・医療的ケア安全委員会を定例会、かつ必要に応じて実施し、関係者の共通理解を図る。また校務運営委員会や職員会議を通じて全職員に実施状況を周知する。 ・情報を集め、本校に適した対策を考え、職員、児童生徒、保護者に向けて発信する。	36	83	3	0	122	3.3	3.1	・各種健康診断については、保健安全部を中心に全職員で協力して実施できた。また個別の結果一覧を作成し、児童生徒の健康状態について、保護者に情報共有できた。 ・保健学習については、外部講師による性教育の授業を実施した学年学部もあった。児童生徒の実態に応じ、保健学習が更に推進するよう、校内での教材や参考図書などの情報共有を更に呼びかける必要がある。 ・医療的ケアについては、定期的に委員会を開催し、対象の児童生徒の情報共有、行事への安全な参加について関係者で検討できた。
16 食育の推進	保健安全	・教育活動全体を通して、食に関する知識を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を養う。 ・学校給食を「生きた教材」として活用した指導を行う。	・「食育全体計画」を周知し、様々な場面で食に関した指導の実施を呼びかける。また、実施したのについての記録を呼びかける。 ・給食の献立について検討を行い、児童生徒の実態に応じた工夫をする。また、給食内容を児童生徒や保護者向けに発信する。 ・保護者向けに給食食育を実施する。 ・栄養教諭の授業参加、給食室からの情報発信を推進する。	43	78	1	0	122	3.3	3.1	・食育については、保健安全部内の係を中心に実施を呼びかけ、食育全体計画の改善に向けて活動している。職員全体の意識を高めるためには、更なる工夫が必要と感じる。 ・栄養教諭の授業参加や教材紹介などは、前年度より前進した。 ・保護者対象の給食食育を実施。参加者からは好評であった。中には、給食時間を参観したいという要望もあるが、児童生徒が落ち着いて給食に集中できるように、参観形式は行わない。 ・来年度に向けて、食育のさらなる推進を踏まえ、安心・安全でスムーズな給食実施のための検討が必要である。
17 防災管理	総務 保健安全	・安全な学習環境、生活環境を確保するため、定期的、日常的に施設・設備の点検を行う。安全上必要な箇所への緊急な対応を行う。 ・年間3回以上の避難訓練を行い、児童生徒・避難時の心得等を身につけさせることともに安全確保、応急処置等を迅速かつ適切に行う。	・月1回の安全点検を行い適切な施設・設備の中で教育活動を行えるようにする。 ・学校安全マニュアルを元に、毎回目標を定めた避難訓練を実施し、児童生徒及び教職員に安全への意識を浸透させる。 ・避難訓練の実施(土砂災害・火災・地震・シェイクアウト)	40	81	1	0	122	3.3	3.3	・月1回の安全点検を行い、必要箇所の修繕等を可能な範囲で早急に行うことができた。物品整理を定期的に行い、環境整備や教育活動がスムーズに行えるようにすることができた。 ・火災の避難訓練では、いち早く状況把握し、安全に避難できる方法を実施後に係で話し合い、マニュアルの見直しを行うことができた。地震の避難では、地震に伴う土砂災害を想定し、垂直避難を実施した。土砂災害が起る前兆を各員の目と耳と鼻で判断しないと難しい難しさがあつた。また、車いすの児童生徒を安全に上層階へ避難させる方法を職員に周知できていなかったことが課題である。
18 学校安全	生徒指導 保健安全	(保健安全)避難訓練の実施において、学校安全マニュアルにより組織的に対応できるようにする。非常時には職員が役割を把握し行動できるようにする。 (生徒指導)学校安全マニュアルに沿って、非常時に教職員がスムーズに対応できるようにする。 (保健安全)・学校環境を安全・衛生的に管理する。 ・非常時に対するための職員研修の実施	(保健安全)避難訓練の実施(土砂災害・火災・地震・シェイクアウト)、捜索訓練①② (生徒指導)防犯教室、不審者対応訓練の実施、マニュアルの改訂。 (保健安全)・AED研修、熱中症予防対策(熱中症情報、汗の呼びかけ)、衛生検査及び感染症対策(清拭、手洗いの呼びかけ)、物品準備、体調不良時の対応の実施 ・心肺蘇生・AED研修、エビベン、嘔吐物等処理についての研修等の実施	36	83	3	0	122	3.3	3.2	・捜索訓練②では、職員が役割を把握し、捜索態勢に入るとそれぞれの捜索場所へ行き、スムーズに本部へ報告ができた。また、捜索場所と捜索する学部学年の札を作成することで報告がまだの場所を見分けることができた。目撃者の証言も活用することができた。 ・AED研修については学部ごとの実技研修で実施した。嘔吐対応については学部、学年ごとに実施しスムーズな対応ができた。アレルギー疾患対応については職員会議での周知徹底を図った。 ・保健安全部保健係が校務部会後に非常時の安全対応について研修を行い、避難訓練時にも研修を行った。
19 心のバリアフリー	教頭	・児童生徒の実態に即した居住地交流や学校間交流を行う。その中で児童生徒と心のふれあいを大切にし、同じ活動をする経験を通して、豊かな人間性・社会性を養い、人と関わる力を育成する。また、お互いに知り合い、交流を深めるなかで、障害に対する理解・啓発を促進する。 ・家庭や地域社会等との連携のもとで、地域との交流活動、清掃などの社会奉仕活動、自然体験活動を行い、児童生徒が地域に根付いた自立と社会参加を促す。	・特別支援学校児童生徒との交流活動や交流校の学校行事等に参加して居住地域の児童生徒とふれあう。 ・学校間交流を進める時は、教師間の打ち合わせを綿密に行い、必要に応じて事前学習を行う。 ・近隣の学校園との交流及び共同学習、スポーツ等の地域交流活動等を行う。 ・宿泊学習、図書館や防災センターなどの施設見学など、多様な体験学習を設定する。 ・地域の清掃活動や経路短縮千坂ぼたん園清掃活動などを通じ、地域の一員であるという郷土愛の育成を図るとともに地域貢献への醸成を図る。	24	85	13	0	122	3.1	3.1	・小学部では荒川小学校4年生との交流を昨年度より荒川で行っている。今年度も春と秋の2回の実施ができた。当日、すくすくふれあえるように荒川小学校には、本校の職員が事前に着き、障害についての理解啓発や本校の児童の特性や関わり方を知る機会を設けた。 ・中学部の姉妹西中学校との交流については、事前の理解啓発や本校の生徒との関わり方の機会が設けられたが、当日は感染症罹患患者多数により、感染症拡大防止の観点から実施を中止した。来年度は実施できるように体調面も含めて準備していきたい。 ・高等部は総務商業課と事前レクリエーション・リフレッシュ等でともにスポーツを楽しんだりICT機器を活用した情報学習を行った。 ・校外での体験学習では、生活圏である地域清掃や地域での文化遺産などの清掃活動を通して、郷土の良さを知ると同時に地域貢献や働くことへの意識づけができた。また、防災センターでの体験では、非常時の行動について学ぶことができた。また、公共の図書館等の利用を通して地域の文化的資源の活用方法や生活を豊かにする余暇の活動につながる機会となった。
20 地域連携 センターの機能	コーディネーター	・進路選択を控えた学年の児童生徒に本校を知っていただく機会を提供する。 ・総務市教育委員会育成支援課と連携して個別の支援を必要としている児童生徒への具体的な支援について助言する。幼稚園小学校中学校高等学校で職員に向けた啓発のための研修を実施する。	・小学部・中学部見学相談会の実施、高等部説明会の実施 ・特別支援学校職在籍児童生徒への支援方法の助言、通常学級に在籍する児童生徒への支援方法の助言、通級による指導教室担当者との連携	19	92	10	1	122	3.1	3.1	・見学相談会や説明会において本人や保護者の教育的ニーズや課題について把握する機会を持った。その他、個別相談や電話相談も行った。 ・コーディネーターが積極的に地域の学校を巡回し、多様な特性を持つ児童生徒へのサポートについて助言を続けた。また、本校への入学及び転学予定者については、在籍園や学校に赴き、切れ目のない支援への準備を行っている。
21 開かれた学校づくり	総務	・オープンスクール、学校行事において、各関係機関、地域住民、校区内の園舎・小学校等と学校公開の機会を設定し、連携を図る。 ・会議の効率化と行事の精選に取り組む。 ・ノーマルデー、ノーマルデーの実施率を上げる。 ・年次休暇10日間の取得率90%を目指す。	・オープンスクールで校区内の児童生徒のための見学の機会を総務部が中心となして設ける。また、10月には福祉事業所も対象とし、児童生徒や学校への理解を促す。 ・出前授業、外部人材による授業等を通して本校児童生徒の様子を知っていただく。 ・近隣の学校園との交流及び共同学習、スポーツ等の地域交流活動等を行う。 ・宿泊学習、図書館や防災センターなどの施設見学など、多様な体験学習を設定する。 ・地域の清掃活動や経路短縮千坂ぼたん園清掃活動などを通じ、地域の一員であるという郷土愛の育成を図るとともに地域貢献への醸成を図る。	29	91	2	0	122	3.2	3.1	・本年度も対象者を限定してのオープンスクールであったが、児童生徒や学校施設の様子を公開し、理解を促す一助とできた。福祉事業所のアンケートから、反省点なども見出すことができた。校区内の児童生徒の体験の機会を設けることができた。 ・出前授業、外部人材による授業等を通して本校児童生徒の様子を知っていただく機会を各学部、学年の実態に合わせて持つことができた。
22 働き方改革	教頭	・校務、業務の適正化により超過勤務の削減を行う。 ・会議の効率化と行事の精選に取り組む。 ・ノーマルデー、ノーマルデーの実施率を上げる。 ・年次休暇10日間の取得率90%を目指す。	・ガールズを活用し、職員朝礼等の簡略化の継続を図る。 ・勤務システムによる、勤務状況の把握を行い、超過勤務軽減に向けた声掛けを継続的に行う。 ・ガールズやホワイトボードの掲示物によって、ノーマルデー、ノーマルデーの周知を図る。 ・学校閉庁日や長期休業中にリフレッシュのための年次休暇の取得を促す。	21	66	24	11	122	2.8	2.8	・職員朝礼を簡略化のためガールズを活用した連絡を引き続き行っている。また、一人一台端末が導入されたことにより、職員個人レベルで出勤フォームが確認でき、さらに遅刻や欠席の対応が早くなった。 ・勤務システムによる勤務状況の把握を行い、超過勤務が平均して一月当たり80時間以上を超えつつ疲労の蓄積が認められる職員の出し出により、産業医による面接指導を行い、諸症状への対策や予防及び積極的に休暇を取得するなどの助言を受けた。それにより疲労の蓄積の自覚を促し、早急の疲労回復対策や超過勤務時間の改善を行った。 ・学校閉庁日等を活用し、リフレッシュのための年次休暇取得率が81%から83%に上昇した。しかし、超過勤務時間が一月当たり80時間近くになつた教職員は、休暇においても取得できていない傾向にあり、そういった職員が一定数存在していることが認められることから、継続して休暇の取得を促していく必要がある。